

補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額の報告マニュアル

令和3年11月

東京都福祉保健局障害者施策推進部

☆この手引きは、令和2年度に「令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」にて補助を受けた事業者が消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。他補助金に関することは、それぞれの補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

☆消費税や仕入控除税額等について

- 詳しい内容については、国税庁のHP（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、上記HPに掲載されている「税についての相談窓口」（国税局電話相談センター等）までお問い合わせください。

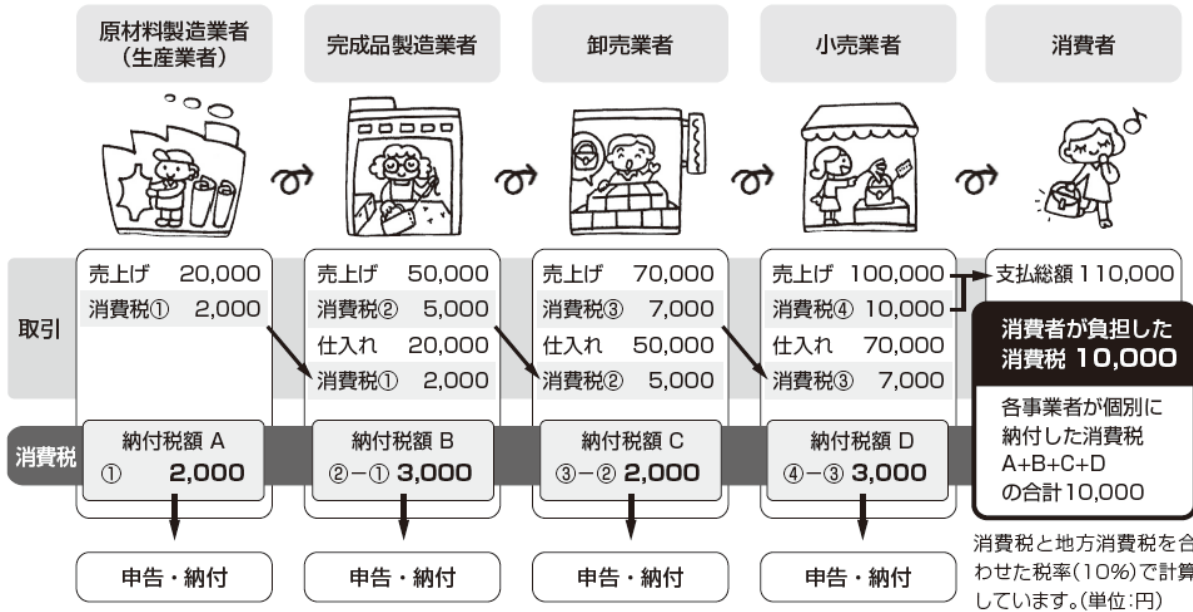
1 消費税の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 消費税の負担と納付の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 仕入税額控除制度・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 補助事業完了後の仕入控除税額の報告及び補助金返還の義務 ・・・・・・・・	3
3 仕入控除税額の報告及び返還について ・・・・・・・・	4
(1) 報告の対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 報告期限・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 報告様式のダウンロード・・・・・・・・	4
(4) 報告様式の提出・・・・・・・・	4
(5) お問い合わせ・・・・・・・・	4
4 報告様式の作成方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・フローチャート・・・・・・・・	5
・STEP1 「基本情報入力シート」の作成	6
・STEP2 「返還がない理由」の選択	8
・STEP3 「別紙様式2 返還額基礎シート」の作成 (PART 1)	10
・STEP3 「別紙様式2 返還額基礎シート」の作成 (PART 2)	11
・STEP3 【参考】補助金を用いて軽減税率(8%)適用の物品等を購入した場合	12
・STEP3 「別紙様式2 返還額基礎シート」における返還額の確認 (PART 3)	15
【参考① 報告様式の提出方法】 ・・・・・・・・	17
(1) 受付フォーム専用ホームページを開いてください	17
(2) 法人担当者等基本情報の入力	17
(3) 報告書データ等のアップロードなど	18
(4) 受付確認	20
【参考② 確定申告の見方】 ・・・・・・・・	21
(1) 確定申告書(一般用)	21
(2) 確定申告書(簡易課税用)	23

1 消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的には消費者が負担しますが、納税義務者である事業者が納めます。

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています（仕入税額控除制度）。

(1) 消費税の負担と納付の流れ

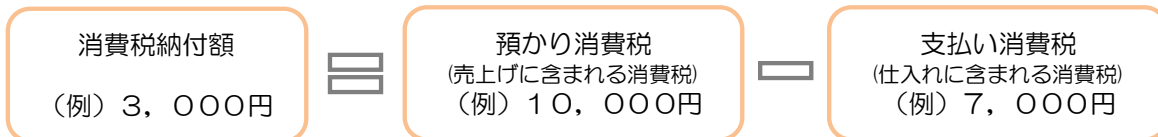


出所：令和2年6月「消費税のあらまし」（国税庁）

(2) 仕入税額控除制度

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

例えば、上図における「小売業者」の場合、預かり消費税（売上げに含まれる消費税）の10,000円から、支払い消費税（仕入れに含まれる消費税）の7,000円を控除した、3,000円が、消費税の納付額となります。



2 補助事業完了後の仕入控除税額の報告及び補助金返還の義務

補助対象事業者が補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が支払い消費税（仕入れに含まれる消費税）として控除されるため、当該消費税額について事業者は実質的に負担していないことになります。

そのため、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を都に返還しなければなりません。

この点について、補助金交付要綱で、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税について仕入税額控除が確定した場合、東京都に報告する旨を定めています。

※ 以下、「消費税及び地方消費税」は「消費税等」、「東京都」は「都」と記載

3 仕入控除税額の報告及び返還について

(1) 報告の対象事業者

本補助金の交付を受けた全ての事業者

※ 仕入税額控除が0円の場合も、都への報告は必要です。

※ 仕入税額控除を受けた場合は、都への報告後、控除額に含まれる補助金額について、都への返還が必要となります。

※ 実績報告書未提出の事業者については早急に都担当者までご提出ください。

(2) 提出期限

令和3年12月28日（火曜日）

(3) 報告様式のダウンロード

東京都障害者サービス情報（以下のURL）からダウンロードしてください。

<https://www.shougaiukushu.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=102-009>

(4) 報告様式の提出

今回報告様式は電子データにて提出いただきます。

以下のURLから報告様式（添付書類が必要な場合は添付書類を含む。）をデータにて提出してください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634641336221>

以下、**2点を必ず**提出いただく必要があります。

①報告書（押印不要）

②消費税及び地方消費税の確定申告書（PDF データ等）及び以下の添付資料

※ただし「消費税の確定申告義務がない」場合は、②確定申告書及び添付資料の提出は必要ございません。

【添付書類】

ア「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

イ「特定収入割合（特定収入の合計額／資産の譲渡対価の合計額＋特定収入の合計額）の計算書」

※以下の理由により返還額が「0」となる場合は、添付書類が追加で必要となります。

①「簡易課税方式により申告している」場合は、付表5（控除対象仕入税額の計算表）をご提出ください。

②「社会福祉法人等で特定収入割合が5%を超えている」場合は、特定収入割合の計算過程が分かる書類をご提出ください。

③「個別対応方式において、「非課税売上にのみ要するもの」として申告している」を選択した場合は、付表2-3（課税売上割合・控除対象税額仕入税額等の計算表）をご提出ください。

(5) 問合せ

ア 報告書作成方法等に関するお問合せ

以下の問い合わせ受付フォームよりお問合せください。電話での問合せは対応しかねます。

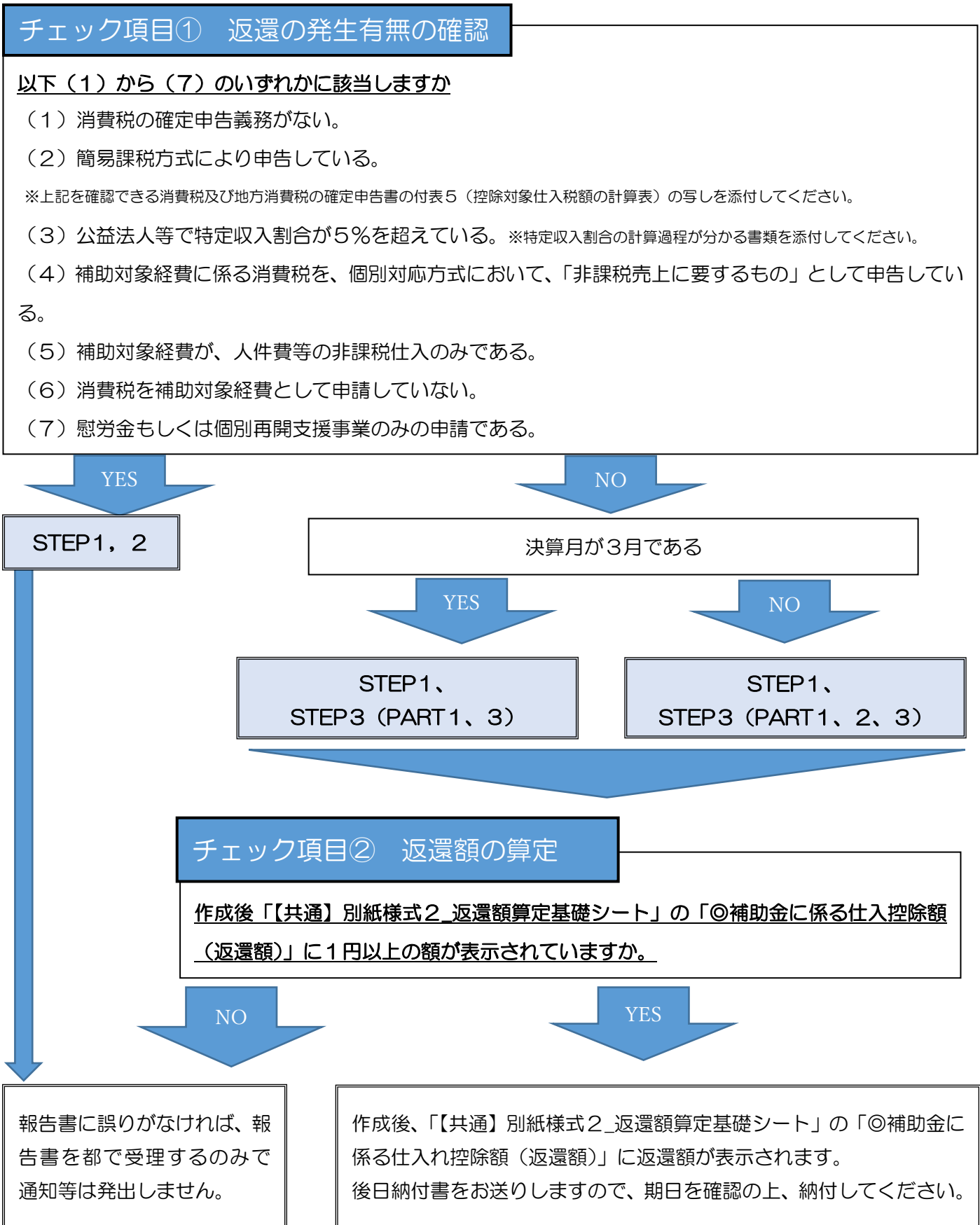
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634783868362>

イ 消費税の制度に関するお問合せ

東京都では回答いたしかねます。国税庁等にお問合せください。

4 報告様式の作成方法

以下のフロー図により返還額の有無と作成方法をご確認ください。報告書の提出をお願いします。



STEP1 「【基本情報入力】」シートの作成

- 本項目は全ての法人において作業が必要になります。
- 以下に従って、漏れなく入力してください。

オレンジのセルを漏れなく入力してください。

【法人情報】

法人名	社会福祉法人都庁会
法人所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1
代表者名	都庁 太郎

法人格から記入してください。

返還が生じる場合、記載の住所に納付書をお送りします。

【担当者情報】

所属	経理担当
氏名	都庁 花子
電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	tocho@tokyo.jp
作成日	令和 年 月 日

報告書に修正が必要な場合、記載の連絡先に都より連絡する場合がございます。

【補助金情報】

交付決定番号	福保障地	711
補助金額		1,178,000
①慰労金合計		1,010,000
①-1慰労金(5万円・20万円)		1,000,000
①-2振込手数料		10,000
②感染症対策経費(多機能型簡易居室含む)		148,000
③個別再開支援		10,000
④再開環境整備		10,000

都へ提出済みの実績報告書を基に記載します。

下記【参考】をご確認の上、該当欄に数字を転記してください。

【参考】①及び②をお手元にご用意ください。

①：都へ提出済みの実績報告書「申請書」シート

別記第3号様式

「様式第3号」と記載されていますか？
NG：様式第1号

東京都知事 殿

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援交付金（障害分）に係る実績報告書の提出について

令和 年 月 日付2福保障地第 号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記の通り報告いたします。

補助金所要額： 千円

(内訳)

1. 障害福祉慰労金事業	千円
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く）	千円
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る）	千円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業	千円
4. 在宅サービス事業所、計画相談支援及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業	千円

(添付書類)

- 事業所・施設別実績報告額一覧（様式1）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実績報告書（事業所単位）（様式2）
- 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

「1. 障害福祉慰労金事業」

⇒この欄は「職員への慰労金（5万円又は20万円）」と「慰労金支払時の振込手数料」（千円単位切捨）の合計です。

今回報告様式の

「①-1慰労金（5万円・20万円）」、「①-2振込手数料」に分けて、それぞれ入力してください。

「2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援」

⇒2-1と2-2の合計を「②感染症対策経費」に転記してください。

「3. 在宅サービス事業所による環境整備への助成事業」

⇒「③個別再開支援」に転記してください。

「4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」

⇒「④再開環境整備」に転記してください。

②：都より既に送付している額の確定通知

〇福保障地第〇〇〇〇号

(法人住所)

(法人名)

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る
額の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業については、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日付2福保障地第574号）に基づき、下記により確定する。

令和 年 月 日

東京都知事 小池 百合子

記

報告書の「補助金額」と突合しているか
確認してください。

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助金確定額

金 円

3 差引返還額

金 円

4 返還期限

令和 年 月 日

STEP2 「返還がない理由」の選択

○本項目はマニュアル5ページのチェック項目1で「YES」を選択した法人のみ作業が必要となります。

オレンジのセルのうち一つを選択してください。

返還額がない理由 (該当するものに○を付けてください。)

1	消費税の確定申告義務がない。
2	簡易課税方式により申告している。 ※上記を確認できる消費税及び地方消費税の確定申告書の付表5(控除対象仕入税額の計算表)の写しを添付してください。
3	公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。 ※特定収入割合の計算過程が分かる書類を添付してください。
4	補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上上のみ要するもの」として申告している。
5	補助対象経費が、人件費等の非課税仕入のみである。
6	消費税を補助対象経費として申請していない。
○	7 障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業※もしくは在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業のみの申請である。 ※障害福祉サービス事業所・施設等が慰労金を支払う際に生じた手数料の申請を行っている場合には、本選択肢に該当しない。

各法人の決算状況及び消費税の確定申告等の状況に応じて、該当する選択肢を一つだけ選んでください。

なお、各選択肢の詳細は次ページに記載のとおりです。

3に該当する法人においては※にあるとおり、特定収入割合の計算過程がわかる書類の提出が必要になります。

本事業の対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。当該年度中に法人の会計年度をまたぐ場合には、**複数会計年度分を提出いただく必要があります。**

報告書の作成はこれにて終了です。内容に誤りがないことを確認した上でマニュアルに記載のURLまでご提出をお願いします。

(!!!入力エラー!!!) 食法人は「基本情報入力シート」で障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業(振込手数料を除く。)及び在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業以外の補助金額を入力いただいているため、選択肢7には該当しません。

入力内容に漏れや誤りがある場合には「(!!!入力エラー)!!!」から始まるエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示されなくなるまで、以下のとおり報告書の修正等を実施してください。

【「返還額がない理由は1から7までの一つのみを選択してください。」と表示されるとき】

1から7までの選択肢が選択されていない場合、もしくは二つ以上選択されている場合表示されます。該当する選択肢を一つのみ選択しなおしてください。

【「貴法人は選択肢7には該当しません。」と表示されるとき】

「基本情報入力」シートで障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業(振込手数料を除く。)及び在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業以外の補助金額を入力いただいているため、選択肢7には該当しません。「基本情報入力」シートが誤って入力されている場合には、当該シートを修正してください。

【選択肢1】消費税の確定申告の義務がない。

原則、基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える場合に確定申告が必要となります。(国税庁 HP) 確定申告が必要な場合に該当していない場合のみ、1 を選択できます。制度に関しては国税庁までお問合せください。

【選択肢2】簡易課税方式により申告している。

マニュアルP23に記載の「参考項目4」に該当する場合のみ、2 を選択できます。

【選択肢3】公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。

「公益法人等」とは消費税法別表第3に掲げる、一般社団法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人等の事業者をいう。

特定収入については[国税庁 HP](#) を御確認ください。制度に関しては国税庁までお問合せください。

【選択肢4】補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

以下、2点を満たす場合に該当します。

- ①マニュアルP21に記載の「参考項目1」において「個別対応方式」を選択している
- ②今回補助金を充当した費用（備品購入費等）が非課税売上にのみ要するものである。

【選択肢5】補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

非課税取引については、[国税庁 HP](#) を御確認ください。制度に関しては国税庁までお問合せください。

【選択肢6】消費税を補助対象経費として申請していない。

今回補助金で消費税分の金額を受領していない場合には該当します。

【選択肢7】障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業※もしくは在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業のみの申請である。

※障害福祉サービス事業所・施設等が慰労金を支払う際に生じた手数料の申請を行っている場合には、本選択肢に該当しない。

マニュアルP6で作成した「基本情報」シートにおいて、「①-1 慰労金 (5万円・20万円)」及び「③個別再開支援」にのみ金額が入力されている場合のみ、選択することができます。

STEP3 「別紙様式2 返還額算定基礎シート」の作成 (PART1)

- 本項目は5ページのチェック項目②の(1)から(3)までに該当する法人が該当になります。
- なお、決算月が3月以外の法人については、**PART1及びPART2に記載のとおり2つのシートを作成いただく必要があります。**

オレンジのセルを漏れなく入力

【1】課税期間： ~

(1)算出方法について

【1】の課税期間において、①から③のうち、該当するものを選択してください。

	選択
① 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	<input type="checkbox"/>
② 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合	<input type="checkbox"/>

⇒以下の(2)、(3)を入力してください。また、別紙様式2-1①を提出してください。

(2)課税売上割合

【1】の課税期間における課税売上割合を算出してください。

課税資産の譲渡等の対価の額 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象税額等の計算表」の④の額	/	資産の譲渡等の対価の額 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額	=	課税売上割合(※2) 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④/⑦
85,981,260	/	89,375,862	=	96.2018805480164%

※2 課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(3)補助金の使途(補助対象経費)の内訳

【1】の課税期間において要した補助対象経費について、以下の内訳を作成してください。

※軽減税率対象品目も含め、全て入力してください。

(円)

補助区分	課税仕入【税込金額を入力】			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
①慰労金合計	6,000	0	0	750,000	756,000
①-1慰労金 (5万円・20万円)				750,000	750,000
①-2振込手数料	6,000				6,000
②感染症対策経費 ※多機能型簡易居室含む	148,000				148,000
③個別再開支援					0
④再開環境整備	9,000				9,000

①から④までの4つの補助金ごとに、その活用用途に応じて「課税売上対応分」、「非課税売上対応分」、「共通対応分」、「非課税仕入(人件費等)」に分類してください。**法人ごとの決算状況により分類いただくため、東京都では分類に関する問合せに回答しかねます。**

○決算月が3月の場合

「令和2年4月1日」~「令和3年3月31日」と入力してください。

○決算月が3月以外の場合

本事業の対象期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に属する二つの決算期間のうち、早い期間を記入してください。

(例)

法人決算月12月の場合

⇒本事業の対象期間に属する決算期間は、①「令和2年1月1日から令和2年12月31日」及び②「令和3年1月1日から令和3年12月31日」です。そのため、早い期間である①を記載いただきます。

記載した課税期間において該当するものを①から③から選択してください。

詳細はP21の「参考項目1」をご確認ください。

記載した課税期間の確定申告の写しをもとに該当の金額を転記してください。

詳細はP22の「参考項目3」をご確認ください。

STEP3 「別紙様式2 返還額算定基礎シート」の作成 (PART 2)

○本項目は5ページのチェック項目②の(1)から(3)までに該当する法人が該当になります。

○また、**決算月が3月の法人については「【1】課税期間」のみの作成で作業が完了しております。下記「【2】課税期間」は作成不要となります。**

オレンジのセルを漏れなく入力

【2】課税期間： ~

(1)算出方法について

【2】の課税期間において、該当するもののいずれか一つに○を付けてください。

	選択欄
① 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	①
② 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	
③ 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合	

⇒以下の(2)、(3)を入力してください。また、別紙様式2-1②を提出してください。

(2)課税売上割合

【2】の課税期間における課税売上割合を算出してください。

課税資産の譲渡等の対価の額 <small>付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④の額</small>	/	資産の譲渡等の対価の額 <small>付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額</small>	=	課税売上割合(※2) <small>付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④/⑦</small>
85,981,260	/	89,375,862	=	96.2018805480164%

※2 課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(3)補助金の使途(補助対象経費)の内訳

【2】の課税期間において要した補助対象経費について、以下の内訳を作成してください。

※軽減税率対象品目も含め、**全て入力してください。**

補助区分	課税仕入【税込金額を入力】			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
①慰労金合計	6,000	0	0	750,000	756,000
①-1慰労金 (5万円・20万円)				750,000	750,000
①-2振込手数料	6,000				6,000
②感染症対策経費 ※多機能型簡易居室含む	148,000				148,000
③個別再開支援					0
④再開環境整備	9,000				9,000

①から④までの4つの補助金ごとに、その活用用途に応じて「課税売上対応分」、「非課税売上対応分」、「共通対応分」、「非課税仕入(人件費等)」に分類してください。**法人ごとの決算状況により分類いただくため、東京都では分類に関する問合せに回答しかねます。**

○決算月が3月の場合

本資料の作成は不要です。

○決算月が3月以外の場合

本事業の対象期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に属する二つ以上の決算期間のうち、遅い期間を記入してください。

※合併等により、本事業の対処期間に属する決算期間が三つ以上ある場合には、別途ご相談ください。

(例)

法人決算月12月の場合

⇒本事業の対象期間に属する決算期間は、①

「令和2年1月1日から令和2年12月31日」及び②「令和3年1月1日から令和3年1

2月31日」です。そのため、遅い期間である②を記載いただきます。

記載した課税期間において該当するものを①から③から選択してください。

詳細はP21の「参考項目1」をご確認ください。

記載した課税期間の確定申告の写しをもとに該当の金額を転記してください。

詳細はP22の「参考項目3」をご確認ください。

【参考】補助金を用いて軽減税率（8%）適用の物品等を購入した場合

○本項目は P5のチェック項目②の（1）から（3）までに該当する法人のうち、補助金を用いて軽減税率（8%）が適用される物品等を購入している法人が対象となります。

○STEP3の計算は本則（10%）適用を前提として自動計算されます。以下の作業を実施しない場合は、返還額が高く算定される場合がございますので、御注意ください。

必要に応じて、オレンジのセルを入力してください。

別紙様式2-1①

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

必要に応じて、課税期間【2】分も下記同様に作成してください。

【1】課税期間

課税期間【1】の積算資料として、こちらのシートを提出してください。

◎課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

(1) 課税売上割合

課税資産の譲渡等の対価の額 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象税額等の計算表」の④の額	資産の譲渡等の対価の額 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額	課税売上割合 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④/⑦
0	0	#DIV/0!

※課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(2) 補助金に係る仕入控除税額

課税売上対応分（10%） （課税期間【1】における）	×	10/110	=	A1		
0	×	10/110	=	0.000		
課税売上対応分（8%） （課税期間【1】における）	×	8/108	=	A2		
0	×	8/108	=	0.000		
共通対応分（10%） （課税期間【1】における）	×	課税売上割合 （課税期間【1】における）	×	10/110	=	B1
0	×	#DIV/0!	×	10/110	=	#DIV/0!
共通対応分（8%） （課税期間【1】における）	×	課税売上割合 （課税期間【1】における）	×	8/108	=	
0	×	#DIV/0!	×	8/108	=	#DIV/0!

A (=A1+A2)	+	B (=B1+B2)	=	補助金に係る仕入控除税額 （課税期間【1】における） （返還額※2）
0.000	+	#DIV/0!	=	#DIV/0!

※1 課税期間【1】と課税期間【2】に要した補助対象経費をもとに按分

$$\text{補助金確定額}(\ast 1) = \frac{\text{課税期間【1】に要した補助対象経費}}{\text{補助金確定額}}$$

※2 返還額は、円未満を切り捨ててください。

STEP3の「(3) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳」のうち、課税売上対応分に含まれる軽減税率が適用されている物品等に要した経費はこちらに税込で入力してください。

入力した金額は「課税売上対応分（10%）（課税期間【1】における）」から自動で差し引かれます。

STEP3の「(3) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳」のうち、共通対応分に含まれる軽減税率が適用されている物品等に要した経費はこちらに税込で入力してください。

入力した金額は「課税売上対応分（10%）（課税期間【1】における）」から自動で差し引かれます。

返還額が自動算出されます。必ずご確認ください。

OSTEP3の「(1) 算出方法」で②を選択した場合

別紙様式2-2①

必要に応じて、オレンジのセルを入力してください。

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援

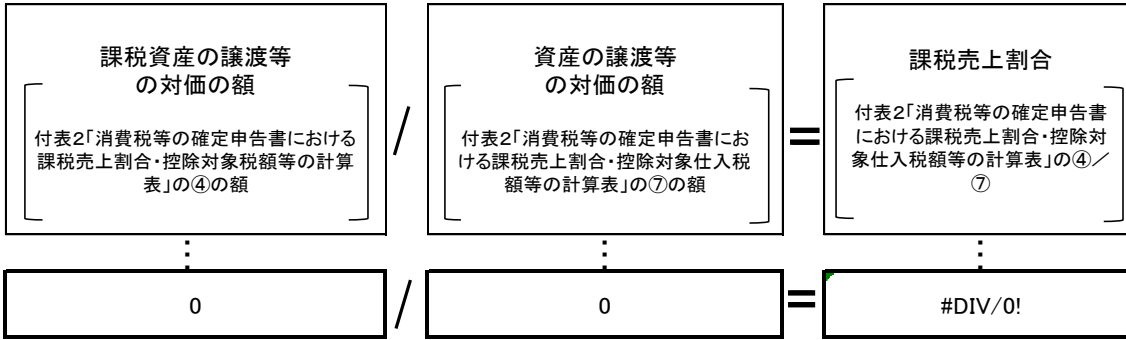
必要に応じて、課税期間【2】分も下記同様に作成してください。

【1】課税期間：

こちらのシートは、提出不要です。

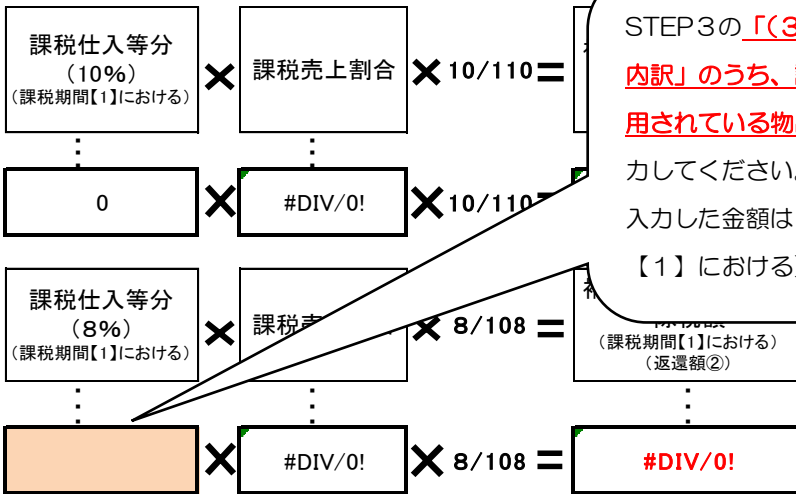
◎課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の法人であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

(1) 課税売上割合

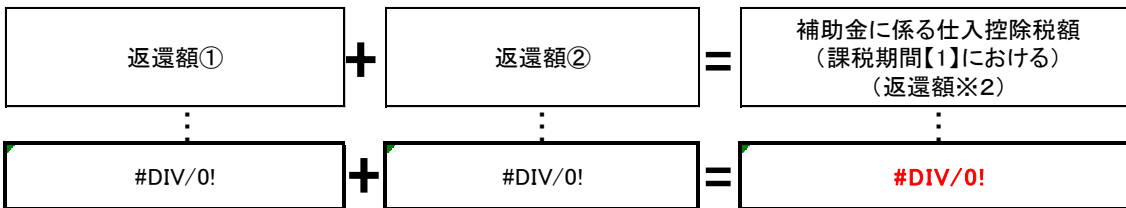


※課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(2) 補助金に係る仕入控除税額



STEP3の「(3) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳」のうち、課税仕入等分に含まれる軽減税率が適用されている物品等に要した経費はこちらに税込で入力してください。
入力した金額は「課税売上対応分(10%)(課税期間【1】における)」から自動で差し引かれます。



※1 課税期間【1】と課税期間【2】に要した補助金確定額をもとに按分
補助金確定額(※1) = 課税期間【1】に要した補助対象経費 / 補助金確定額

※1 返還額は、円未満を切り捨ててください。

返還額が自動算出されます。必ずご確認ください。

OSTEP3の「(1) 算出方法」で③を選択した場合

別紙様式2-3①

必要に応じて、オレンジのセルを入力してください。

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

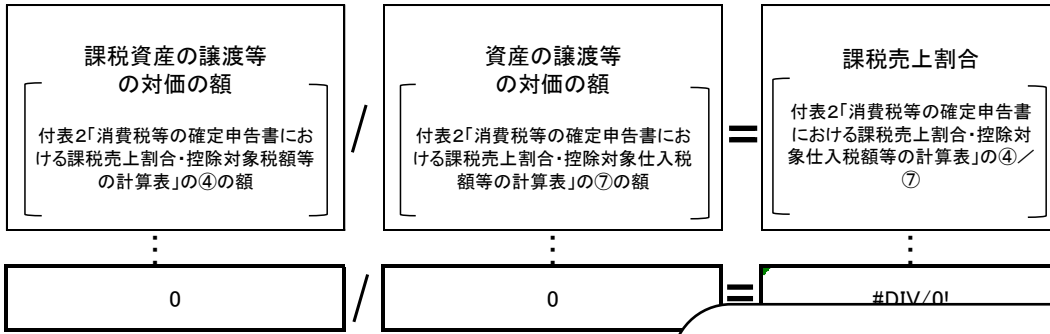
必要に応じて、課税期間【2】分も下記同様に作成してください。

【1】課税期間

こちらのシートは、提出不要です。

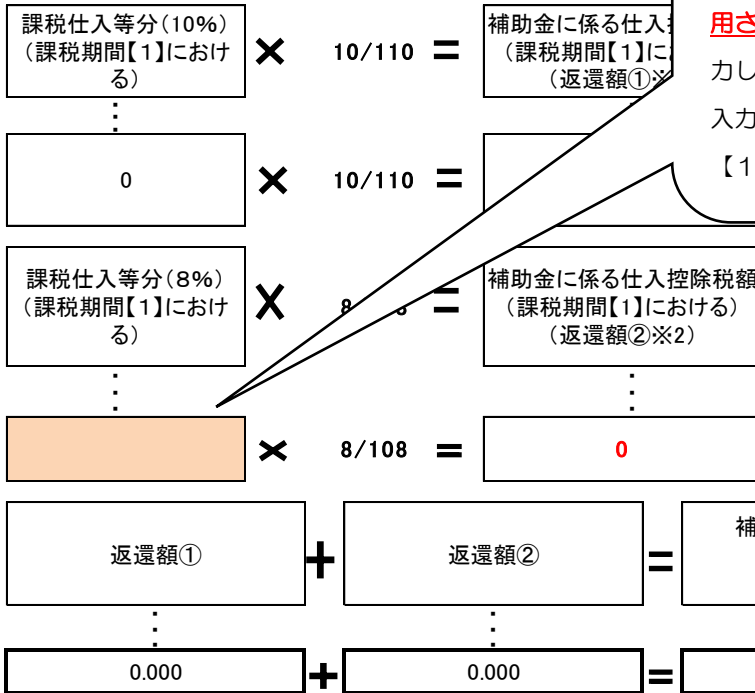
◎課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合

(1) 課税売上割合



※課税売上割合は、端数処理を行わないでください。

(2) 補助金に係る仕入控除税額



STEP3の「(3) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳」のうち、課税仕入等分に含まれる軽減税率が適用されている物品等に要した経費はこちらに税込で入力してください。
入力した金額は「課税売上対応分(10%)(課税期間【1】における)」から自動で差し引かれます。

※1 課税期間【1】と課税期間【2】に要した補助金確定額をもとに按分

$$\text{補助金確定額}(\ast 1) = \frac{\text{課税期間【1】に要した補助対象経費}}{\text{補助金確定額}}$$

※2 返還額は、円未満を切り捨ててください。

返還額が自動算出されます。必ずご確認ください。

STEP3 「別紙様式2 返還額算定基礎シート」における返還額の確認 (PART3)

○本項目は5ページのチェック項目②の(1)から(3)までに該当する法人が該当になります。

○ここまでで記入いただいた内容をもとに返還額が自動計算されます。**返還金額は必ずご確認ください。**

◎補助金に係る仕入控除額(返還額)について

補助金に係る 仕入控除税額 (返還額)(※3)	15,272
-------------------------------	--------

※3 記入いただいた内容に誤りがないか必ずご確認ください。修正が必要な場合には東京都担当者より連絡する場合がございます。

(!!!入力エラー!!!)【1】(3)及び【2】(3)の合計額が「基本情報入力シート」【補助金額】と一致していません。

入力いただいた内容をもとに返還額が掲載されます。計算については以下「参考」の式にて計算されます。

なお、「(1) 算出方法について」で選択する内容によって異なります。

①⇒別紙様式2-1

②⇒別紙様式2-2

③⇒別紙様式2-3

にて計算過程を確認できます。

入力内容に漏れや誤りがある場合には「(!!!入力エラー)!!!」から始まるエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示されなくなるまで、以下のとおり報告書の修正等を実施してください。

【【1】(3)及び【2】(3)の合計額が「基本情報入力シート」【補助金額】と一致していません。」と表示されるとき】

「基本情報入力シート」補助金額 (B16 セル) と「【共通】別紙様式2_返還額算定基礎シート」【1】(3)の合計金額 (AS44 から AS48 セル) 及び【2】(3)の合計金額 (AS83 から AS88 セル)の合計額が一致していないため、エラーが発生しております。本マニュアルのSTEP1 とSTEP3を再度ご確認ください。

【【1】(2)又は【2】(2)に空欄があります。消費税等の確定申告書の該当箇所より漏れなく転記してください。】

「課税資産の譲渡等の対価の額」と「資産の譲渡等の対価の額」に空欄の箇所があります。消費税の確定申告書の該当箇所にある金額を転記してください。

【1】(1)又は【2】(1)に空欄があります。消費税等の確定申告書を参照し、該当の番号を選択してください。】

算出方法の選択欄に空欄の箇所があります。消費税の確定申告書を参照し、該当の番号を選択してください。

【参考】返還額の計算方法（「(1) 算出方法について」の選択肢(①から③まで)により計算方法が異なります。)

①課税売上高が5億円超、または、課税売上割合が95%未満であって、「個別対応方式」を採用している場合

$$\begin{aligned} \text{返還額} &= \text{Aの返還額} + \text{Bの返還額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \end{array} \right. &= \left[\begin{array}{l} \text{課税売上対応分} \\ \text{共通対応分} \end{array} \right] \times \frac{10}{110} \times \left[\begin{array}{l} \\ \text{課税売上割合} \end{array} \right] \end{aligned}$$

②課税売上高が5億円超、または、課税売上割合が95%未満であって、「一括比例配分方式」を採用している場合

$$\text{返還額} = \text{課税仕入額} \times \frac{10}{110} \times \text{課税売上割合}$$

③課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{返還額} = \text{課税仕入額} \times \frac{10}{110}$$

参考 報告様式の提出方法

報告書の提出は、交付申請や額の確定と同様、専用の提出フォームにてご提出いただく必要があります。以下では、報告書提出にあたって確認が必要となるポイントについて説明します。

※報告書の法人印押印は不要であるため、専用受付フォームへの必要書類アップロードをもって報告手続きは完了となります。

(1) 受付フォーム専用ホームページを開いてください。

URL は[こちらをクリック](#)

(東京都福祉保健局>障害者>新型コロナウイルス緊急包括支援事業(障害分)>新型コロナウイルス緊急包括支援事業(障害分))

(2) 法人担当者等基本情報の入力

東京共同電子申請・届出サービス

サービストップへ

文字 大 中 小 色 標準 黒 青 黄

申請内容入力 > 申請内容確認 > 申請完了

【消費税仕入控除税額報告書受付フォーム】東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)

申請内容の入力

操作方法のご説明
下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申請内容確認」ボタンを押してください。
必須 マークがある項目は、必ず入力してください。
また、機種依存文字は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。
途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申請一時保存確認」ボタンを押してください。
ただし、選択した添付ファイルに関しては一時保存されません。

令和2年度に実施した東京都新型コロナウイルス緊急包括支援事業(障害分)補助金の消費税仕入控除税額報告書の提出フォームです。

本フォームにて、消費税仕入控除税額報告書のデータ(Excel)と必要に応じてその挙証資料(消費税及び地方消費税の確定申告書添付書類など(PDFファイル))を提出していただきます。

※※注意※※
実績報告書提出フォームではありませんので、誤って実績報告書データをアップロードしないよう、ご注意ください。

また、額の確定通知書の枚数ごとに消費税仕入控除税額報告書が必要となります。
たとえば、額の確定通知書を3枚受け取っている法人様は、3回消費税仕入控除税額報告書をご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

申請日	令和3年10月27日
団体・法人名	<input type="text"/>
法人代表者名	<input type="text"/>
担当者所属	ご担当者様が所属する事業所名や法人の所属などをご記入ください。 <input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
担当者名(フリガナ)	全角カタカナでご入力ください。 <input type="text"/>

75%

「必須」マークのついている項目は全て入力してください。

(3) 報告書データ等のアップロードなど

消費税仕入れ控除税額報告状況 必須	該当するものをプルダウンリストより選択してください。 <input type="text" value="2 簡易課税方式により申告している"/>	【手順1】 報告書「別紙様式1」を参照の上、プルダウンリストより該当するものを選択してください。 【プルダウンリスト】 1 消費税の確定申告義務がない 2 簡易課税方式により申告している 3 公益法人（社会福祉法人等）で特定収入割合が5%を超えている 4 補助対象経費に関わる消費税を個別対応方式において「非課税売上にのみ要するもの」として申告している 5 補助対象経費は、人件費等の非課税仕入のみである 6 消費税を補助対象経費として申請していない 7 慰労金もしくは在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業のみの申請である 8 上記のいずれにも該当せず、返還額が生じる
確定額 必須	額の確定通知書に記載 ※1 消費税仕入れ控除税額 ※2 今回ご提出いただく消費税額 0以上で入力してください。 <input type="text" value="0"/>	
返還額 入力不要	消費税仕入れ控除税額報告書作成の結果、返還額が 0以上で入力してください。 <input type="text" value="0"/>	
消費税仕入れ控除税額報告書データ提出 必須	登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel(xls,xlt,xlsx,xlsm) です。 <input type="button" value="参照..."/>	
確定申告書の提出 必須	消費税及び地方税の確定申告書の写しをPDF化したファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Adobe PDF形式、ZIP圧縮(zip) です。 <input type="button" value="参照..."/>	
確定申告書添付書類の提出 必須	「消費税仕入れ控除税額報告状況」で選んだ書類を添付してください。 2 簡易課税方式により申告している場合 「付表5 控除対象仕入税額の計算表」を添付してください。 3 公益法人等で特定収入割合5%以上の場合 「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」及び特定収入割合の計算書をご提出ください。 4 補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上にのみ要するもの」として申告している場合 「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」及び補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上にのみ要するもの」と計上していることが分かる書類をご提出ください。 8 上記のいずれにも該当せず、返還額が生じる場合 「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」を添付してください。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Adobe PDF文書(pdf),ZIP圧縮(zip) です。 <input type="button" value="参照..."/>	【手順2】 報告書は、全事業者さんからご提出いただく必要がございます。 また、確定申告書の写しも「消費税の申告義務がない」法人を除いてご提出いただくよう、お願いいたします。
課税期間 必須	消費税の課税期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日ですか。 <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	【手順3】 「手順1」で「2、3、4、8」のいずれかを選んだ場合は、確定申告書の添付書類の提出も必要です。 入力フォーム上の説明文をご確認頂いた上で書類のご提出をお願いします。
決算月 必須	上記で「いいえ」を選択された場合、法人の決算月はいつですか <input type="radio"/> 1月末 <input type="radio"/> 2月末 <input type="radio"/> 3月末 <input type="radio"/> 4月末 <input type="radio"/> 5月末 <input type="radio"/> 6月末 <input type="radio"/> 7月末 <input type="radio"/> 8月末 <input type="radio"/> 9月末 <input type="radio"/> 10月末 <input type="radio"/> 11月末 <input type="radio"/> 12月末	【手順4】 「いいえ」の場合、決算月を選択してください。

確認事項 1

必須

消費税仕入控除税額報告書の提出は受け取った「額の確定通知書」ごとに必要になります。「額の確定通知書」ごとに報告書を作成いただいていますか。

はい

確認事項 2

必須

確定申告書の添付書類が必要となる場合は、課税額の2点を添付いただいていますか。

はい

確認事項 3

必須

本提出フォームは「障害分」の消費税仕入控除税額のご提出をいただいても、受付いたしかねますので、予めご了承ください。

はい

【手順5】

内容を確認し、問題がなければ「はい」を押下してください。「はい」を選択できない場合は、確認事項1及び2について再度ご確認ください。

申請内容確認

申請一時保存確認

プレビューのため「申請内容確認」ボタン、「申請一時保存確認」ボタンは操作できません。

【手順6】

上記作業終了後、確実に「申込内容確認」ボタンを押下してください。その後、内容確認ページに遷移しますので、確認後「申し込む」を選択してください。

(4) 受付確認

受付完了画面

東京共同電子申請・届出サービス

サービストップへ

文字 **大** **中** **小** 色 **標準** **黒** **青** **黄**

申請内容入力

申請内容確認

申請完了

【消費税仕入控除税額報告書受付フォーム】東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

申請完了

「【消費税仕入控除税額報告書受付フォーム】東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」の申請を完了しました。

到達番号・問合せ番号について

「問合せ番号」は原則メールでは通知いたしません。

「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の申請状況を照会するとき、担当部署に申請いただいた内容等を問い合わせるときなどに本人確認情報として必要になりますので、必ず記録してください。

到達番号 : A63_530_
問合せ番号 : %y

到達通知メールが届かない場合について

システムから自動送信する到達通知メールが15分以上経っても届かない場合、誤ったメールアドレスが入力されていた可能性があります。メールが届かない場合には、到達番号と問合せ番号により照会を行い、申請内容を確認してください。

受付完了メール

このメールは東京共同電子申請・届出サービスが発行しております。

到達番号 : [A63_530_212_5830]の申請が、システムに到達しました。

※審査等の状況は次の URL をクリックして、確認してください。

[URL] <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/>

(東京共同電子申請・届出サービス)

消費税仕入控除税額報告書のご提出をいただき、ありがとうございます。

今後、ご提出いただいた内容を確認させていただきます。

いただいた報告内容に誤りがなく、返還額が生じない場合は、本報告の受理をもって手続きは終了となります。

※東京都から通知等は発出されません。

返還額がある場合は、後日納入通知書をお送りしますので、期日をご確認の上、納付してください。

このメールは、東京共同電子申請・届出サービスが自動的に送信しております。

このメールに返信いただいても、回答することができません。

提出が終わると上記画面が表示され、受付完了のメールが送信されます。ただし、入力したメールアドレスに誤りがある場合、メールは届きませんが受付完了画面が表示されれば、提出は完了しています。

参考 確定申告の見方

報告書の作成には、確定申告書をお手元に用意いただく必要があります。以下では、報告書作成のために確認が必要となる箇所について説明します。

(1) 確定申告書（一般用）

ア 第3-(1)号様式

【チェック項目1】

STEP3のうち、【1】及び【2】を記入するときの参考になります。令和2年度に属する確定申告の対象期間が二つある場合（決算が3月末ではない場合）には、確定申告書を2対象期間分用意する必要があります。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務
納税地	千代田区神田錦町〇-〇
(フリガナ) 名称又は屋号	カブシキガイシャ コクセイシヨウブ 株式会社 国税商
個人番号又は法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
性別	一夫

【参考項目1】

自 平成 3 年 1 月 1 日
至 令和 3 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日）
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算		十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	円
課税標準額	①				3	1	1	8	6	5	0	0	0	0	0	0	03
消費税額	②				2	1	3	8	0	5	8	0					06
控除適大調整税額	③																07
控除対象仕入税額	④				1	2	7	9	1	8	0	6					08
返還等対価に係る税額	⑤								5	9	7	0	2	4			09
貸倒れに係る税額	⑥								8	7	2	1	8				10
控除税額小計	⑦				1	3	4	7	6	0	4	8					11
控除不足還付税額	⑧																12
差引税額	⑨								7	9	0	4	5	0	0		13
中間納付税額	⑩								5	4	6	0	3	0			14
納付税額	⑪								2	4	4	4	7				15
中間納付還付税額	⑫																16
既定税額	⑬																17
差引納付税額	⑭																18
課税売上割合	⑮				3	1											19
課税売上割合	⑯				3	2											20

【参考項目2】

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満
個別対応方式
一括比例配分方式
上記以外
全額控除

【チェック項目2】

STEP3のうち、(1)を選択する際の参考になります。
個別対応方式に〇がついている場合⇒①
一括比例配分方式に〇がついている場合⇒②
全額控除に〇がついている場合⇒③

⑮=(①+②)-(③+④+⑤+⑥)-修正申告の場合⑮=③+⑦
⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		【チェック項目3】 STEP3のうち、(2)を記入する際に必要な金額です。④を分子に ⑦を分母に入力いただきます。		
項目				
課税売上額				11,000,000
免税売上額				
課税資産の譲渡等の金額 （支店等へ移送した資産の				
課税資産の譲渡等の対価の額(④)				31,437,431
課税資産の譲渡等の対価の額(④)の金額(⑤)				31,437,431
非課税売上額(⑥)				7,000,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)(⑦)				32,137,431
上割合(④/⑦)(⑧)				[97%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)(⑨)		112,378,000	88,830,000	201,208,000
課税仕入れに係る消費税額(⑩A欄×6.2%/100)		6,492,951	6,298,855	12,791,806
特定課税仕入れに係る支払対価の額(⑪)				
特定課税仕入れに係る消費税額(⑫B欄×7.8%/100)				
課税貨物に係る消費税額(⑬)				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額(⑭)				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)(⑮)		6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑯の金額)		6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの(⑰)			
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(⑱)			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+⑱×④/⑦)(⑲)			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×④/⑦)(⑳)				
控除調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額(㉑)			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額(㉒)			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額(㉓)			
差引	控除対象仕入税額[(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時(㉔)	6,492,951	6,298,855	12,791,806
	控除過大調整税額[(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時(㉕)			
貸倒回収に係る消費税額(㉖)				

【参考項目3】

【参考項目3】

1 ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの(⑰)は、11月以降の消費税額を指す。
2 ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(⑱)は、その金額を控除した後の金額を記載する。

(2) 確定申告書 (簡易課税用)

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 千代田区霞が関〇-〇-〇
(電話番号 03 - 0000 - 0000)

(フリガナ) カシノシヨウカイ カブシキガイシャ
名称又は屋号 霞商会 株式会社

個人番号

【参考項目4】

一連番号

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信用付印 確認 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

【チェック項目5】

「簡」もしくは「簡易課税用」と記載の確定申告書を用いて申告している場合には、STEP2の選択肢2を選択することができます。

至 令和 3年 / 2月 3 / 日

(中間申告 自 平成 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額		付
課税標準額 ①	282390	賦課標準の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 31
消費税額 ②	1925430	延払基準等の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 32
買戻回収に係る消費税額 ③		工事進行基準の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 33
控除対象仕入税額 ④	1439680	主義会計の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 34
返還等対価に係る税額 ⑤	125829	課税標準に対する消費税額の特別の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 35
貸借に係る税額 ⑥	39709	区分 (売上高 (免税売上を除く) 売上割合%)
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	1605218	第1種
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		第2種 23,209
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	320200	第3種
中間納付税額 ⑩	00	第4種 3,185
納付税額 (⑧-⑩) ⑪	320200	第5種
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	00	第6種
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額 ⑬	00	特例計算適用(令57③) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 40
この課税期間の課税売上高 ⑭	27494781	
基準期間の課税売上高 ⑮	30000000	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰		送付する金受取書
差引税額 ⑱	320200	預金 口座番号
還付額 ⑲		ゆうちょ銀行の貯金記号番号
納税額 ⑳	90300	郵便局名等
中間納付譲渡割額 ㉑	00	※税務署整理欄
納付譲渡割額 (㉑-⑲) ㉒	90300	税理士署名 (電話番号 - -)
中間納付還付譲渡割額 (㉒-⑲) ㉓	00	
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額 ㉔	00	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉕	410500	<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有
		<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有

【参考項目4】

区分 (売上高 (免税売上を除く) 売上割合%)

第1種

第2種 23,209

第3種

第4種 3,185

第5種

第6種

特例計算適用(令57③) 有 無

送付する金受取書

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士署名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

㉕=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)-修正申告の場合㉕=㉑+㉒
㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。